災害に強いまちづくり

目指す姿

災害から市民の生命や財産を守るため、災害に強い都市基盤の整備がすすめられ、さらに施設等の耐震化などにより都市の防災機能が向上しています。

現状・課題

- 火災の被害を最小限にとどめるために、延焼を防ぐ都市基盤の整備が必要です。
- 地震への備えとして、上下水道・ガスなどのライフラインの耐震化をすすめることが重要です。
- 公共施設の耐震化はすすめていますが、今後は民間建築物の耐震化についてもすすめていく必要があります。
- 斜面地等の開発は、集中豪雨の際に家屋倒壊などにつながるおそれがあります。
- 豪雨時の河川の氾濫で発生する洪水などに対する治水対策が求められています。
- 市は、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、災害時用トイレなどの防災機能を備えた都市公園の整備をすすめています。
- 市施設は防災拠点としての役割を担っており、さらに機能強化が求められています。

データ

■市施設耐震化率（学校を除く）

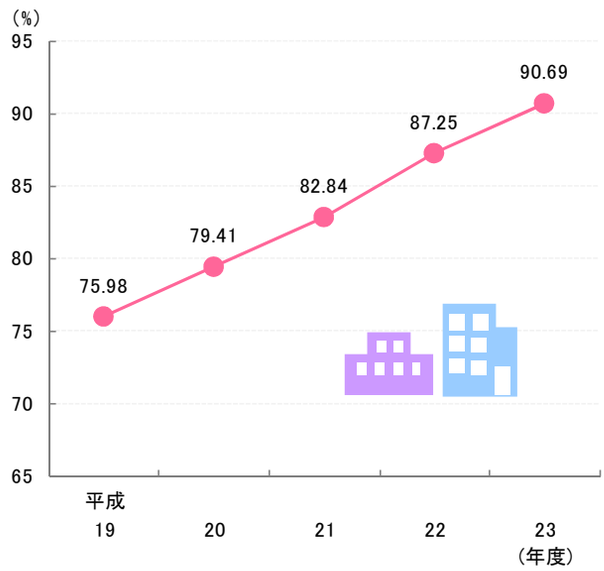

関連する個別計画・条例

都市計画マスタープラン、地域防災計画、
水循環計画、耐震改修促進計画　など

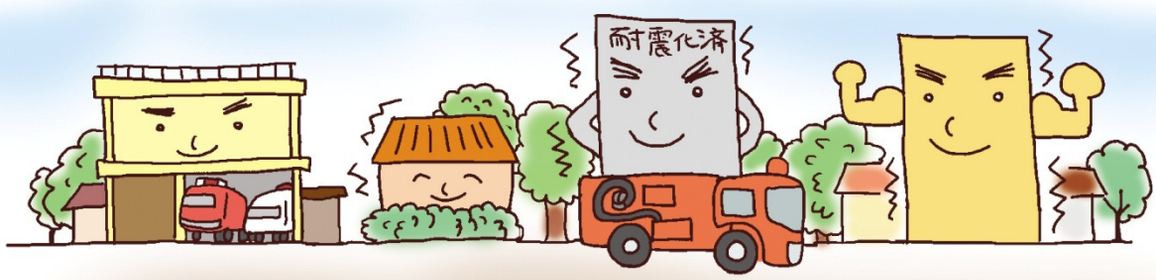

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1　都市基盤整備の推進

- 土地区画整理事業や都市計画道路の整備により、延焼を防ぐ災害に強い都市基盤整備を推進します。
- 災害時の避難場所や応急対策活動の拠点となる防災機能を備えた都市公園の整備をすすめます。
- 洪水による災害を防止するため、国や都と連携し河川などの整備に取り組みます。
- 土砂災害の防止に向け、斜面緑地の保全や森林を整備し、無秩序な開発の抑制をはかります。
- 圏央道八王子西インターチェンジ周辺地区に救援物資などを輸送するための拠点整備をすすめます。

2　都市の防災機能の向上

- 震災時に重要な役割を果たす緊急輸送道路が沿道建築物の倒壊により通行できなくなることを防ぐため、沿道建築物の耐震化をすすめます。
- 震災に備え、ライフラインの耐震化をすすめるとともに、民間建築物の耐震化を促進します。
- 倒壊による被害を軽減するためのブロック塀の生け垣化や延焼を防ぐための防火水槽の整備を推進します。
- 災害時に必要な施設や資機材等の整備を計画的に推進し、防災拠点機能を強化します。
- 新たな消防施設の設置により、防災機能の強化をはかります。

行政の役割

◇災害に強い都市基盤の整備
◇ライフラインや民間建築物の耐震化の促進
◇市民の減災に向けた取組の促進
◇市施設の防災拠点の機能強化

市民への期待

◇自宅の耐震度を知る
◇土砂災害や浸水など周囲における危険性を知る

目標設定

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成 29 年度	平成 34 年度
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率	6.1% （平成 24 年度）	30%	60%
災害に強い都市の防災機能の向上の度合いをはかる指標です。都が指定した「特定緊急輸送道路」沿道の旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化率です。10 年後には６割とすることを目標とします。			
下水道の耐震化率	34% （平成 24 年度）	65%	100%
災害に強い都市の防災機能の向上の度合いをはかる指標です。防災拠点から下水処理場までの管路などを「重要な管路」と位置付け、10 年後には全ての「重要な管路」約 412km を耐震化することを目標とします。			

■特定緊急輸送道路図

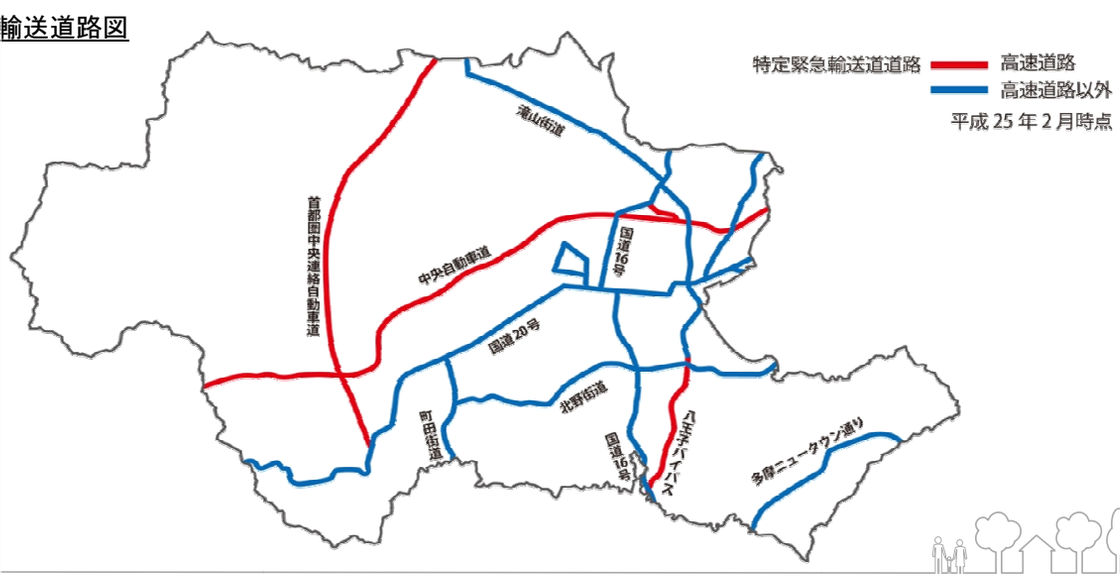

防災体制の充実

目指す姿

市民が高い防災意識を持ち、地域による防災体制が充実しています。また、大規模災害発生時に迅速・的確に対応するため、関係機関との連携体制や災害後の復旧・復興の仕組みが整っています。

現状・課題

- 市の自主防災組織の結成率は、74.2%（平成23年度）となっています。東日本大震災以降、市民一人ひとりの災害に対する備えや意識が高まっており、防災力を高めるためには、さらに自助・共助の体制を推進することが重要です。
- 災害時における被災者支援を迅速かつ効率的に行う必要があります。
- 東日本大震災では、携帯電話などがつながらない状況や防災無線が場所により聞こえにくい状況が発生しました。今後、災害情報の伝達手段を拡充することが求められています。
- 広域的な災害発生時には、近隣自治体との連携体制だけでなく、被災していない遠隔地の自治体からの支援が必要となります。
- 東日本大震災では、大量の災害廃棄物の処理が課題のひとつになっています。こうした被災地の実態を踏まえて、災害時における迅速な復旧・復興に必要な仕組みをつくる必要があります。

データ

■自主防災組織結成町会・自治会数及び結成率

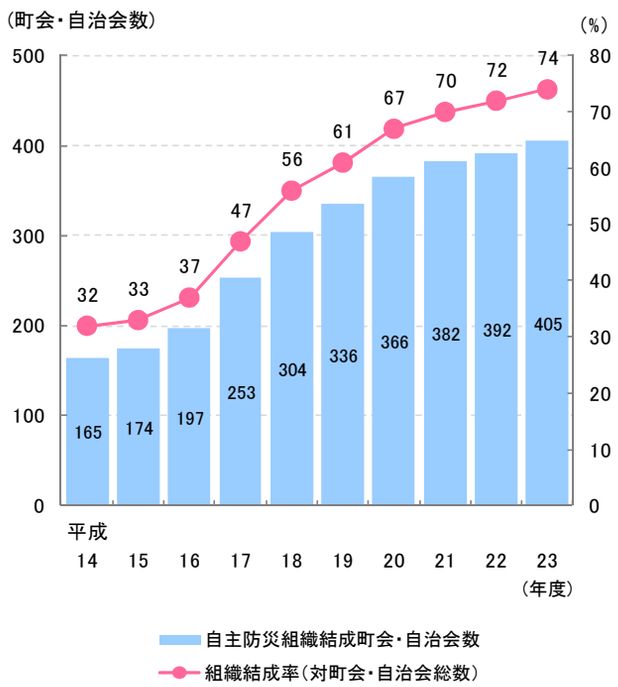

関連する個別計画・条例

地域防災計画、国民保護計画、ごみ処理基本計画、消防団に関する条例　など

※要援護者とは、災害時一人では避難できない方、一人での避難に不安がある方です。
広義では、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人です。

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1　災害に対する備え

- 市民を災害から保護するため、市民や関連機関などと連携し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興にいたる一連の防災活動を見直し、災害に対する備えを強化します。

2　自助・共助体制の充実

- 防災マップ、洪水・土砂災害ハザードマップなどを通じて防災意識の啓発をはかります。また、地域における防災訓練などを通じて、災害に関する知識の普及や防災意識の向上に努めます。
- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織の結成を促進するとともに継続的な活動を支援します。
- 災害時の地域住民の避難誘導などを行うため、地域住民自らの防災力を高めるとともに、自主防災組織や関係機関との連携を強化します。
- 災害時要援護者への避難支援を行うため、町会・自治会や自主防災組織、民生・児童委員などを中心とした地域支援組織と連携をすすめます。

3　危機管理対策

- 自然災害だけでなく鉄道などの大規模事故やテロなどの重大事件、感染症の発生などの緊急事態に適切に対処できるよう、危機管理体制を強化します。
- 武力攻撃災害による被害を最小限にするために、市民が国民保護に関する正しい知識を身につける必要があることから、国民保護計画を市民に周知します。

4　防災情報の迅速な提供

- 防災メール・防災無線など多様な手段を活用し、情報伝達手段の複線化をはかることで、確実に災害情報を市民に伝達します。

5　関係機関等との連携強化

- 災害時の帰宅困難者対策や医療対策などを迅速に行うため、鉄道事業者・企業・医療機関などとの災害時協力体制を強化していきます。
- 総合防災訓練のほか、警察・消防・消防団や学校などと連携した地域の防災訓練を充実します。
- 広域災害に備えるため、姉妹都市や甲州街道沿道の各市に加え遠隔地の自治体との災害時相互応援体制を構築するなど、自治体間共助を強化します。

6　復旧・復興体制の整備

- 災害時における迅速な復旧・復興に必要な仕組みをつくります。
- 大規模災害発生時の被災者への住宅支援や生活再建支援を迅速かつ円滑に行うための被災者支援システムを構築します。

行政の役割

◇災害に対する知識の普及や防災意識の啓発
◇地域防災力の向上と関係機関等との連携強化
◇危機管理体制の強化
◇迅速な復旧・復興体制の構築
◇自治体間共助体制の構築

市民への期待

◇日頃から避難経路や持ち出し品の確認を行い、定期的に非常用食料や水の備蓄確認をする
◇地震の際に家具が倒れないように工夫する
◇地域の人と顔見知りになる
◇地域の防災訓練に参加する

目標設定

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成 29 年度	平成 34 年度
各家庭で災害時のための食料及び飲料水を備えている市民の割合	23.7% （平成 23 年度）	50%	80%

災害対応で大切である「自助」の推進の度合いをはかる指標です。３日間の食料及び飲料水を備蓄している市民の割合を 10 年後には８割とすることを目標とします。

１年間のうちに防災訓練に参加したことがある市民の数	52,046 人/年 （平成 23 年度）	84,500 人/年	118,200 人/年

地域における「共助」による防災力の向上の度合いをはかる指標です。10 年後には全市民の約５人に１人の方が防災訓練を経験していることを目標とします。

防犯体制の充実

目指す姿

市民の防犯意識が高まり、地域による防犯活動が実施されています。また、犯罪を防ぐ対策がすすみ、市民が安全で安心した日常生活を送っています。

現状・課題

- 市は、平成 16 年度に「安全・安心まちづくり指針」を策定し、防犯に配慮したまちづくりを推進しています。今後も空き巣などの被害を防ぐため、防犯対策の普及・啓発が重要です。
- 市は駅周辺の繁華街で、しつこくつきまとう勧誘行為や違法な置き看板等に対するパトロールを行っていますが、さらに充実していくことが必要です。
- 市の講習を受けた地域防犯リーダー数は、平成 24 年度現在 556 人となっています。今後も地域防犯リーダーを増やし、防犯活動の輪を広げていくことが必要です。
- 多様な犯罪から身を守るためには、一人ひとりの防犯意識を高めることが求められています。
- 市は平成 23 年度に「暴力団排除条例」、平成 24 年度に「空き家の適正管理に関する条例」を制定し、市民及び事業者の安全・安心な生活の確保に努めています。

データ

■市内侵入窃盗の被害件数

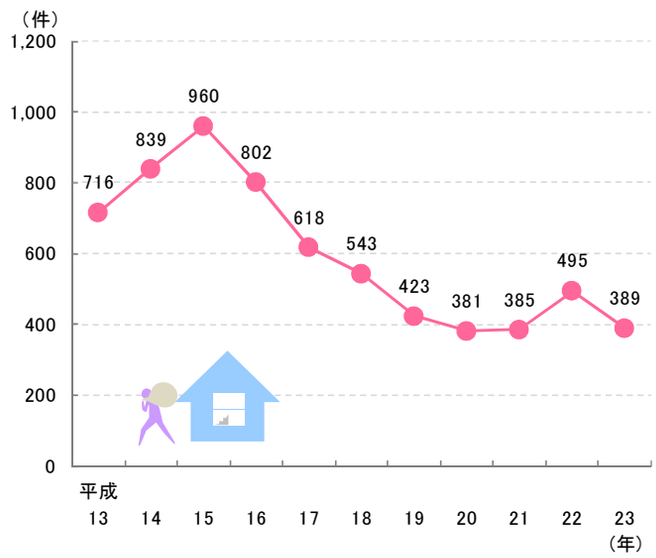

関連する個別計画・条例

安全・安心まちづくり指針、暴力団排除条例、
空き家の適正管理に関する条例、
生活の安全・安心に関する条例　など

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1　生活安全対策の充実

- 住宅については、補助錠を設置するなど防犯効果を高める取組の普及・啓発を行います。
- 不特定多数が出入りする集合住宅や商業施設などについては、防犯カメラの設置などを推奨します。
- 道路や公園などの公共施設については、防犯灯などの設置や樹木の剪定など、犯罪が発生しにくい環境づくりを推進します。
- 防犯の視点から、空き家の適正管理を促進します。
- 安全・安心なまちづくりをすすめるため、市民や関係機関と連携し市内全域のパトロールを強化します。

2　地域の防犯体制の充実

- 日頃から地域のつながりを深め、地域の防犯力を高めていく取組を充実します。
- 地域での防犯活動を推進するため、防犯協会や自主防犯組織への支援を行います。

3　防犯意識の向上

- 防犯情報をホームページやメール配信などで迅速に提供します。
- 防犯意識の向上をはかるため、関係機関と連携し防犯講習会などを実施します。
- 防犯指導員の個別訪問によるアドバイスなど、防犯における啓発活動を実施します。

4　暴力団排除の推進

- 市民の安全で平穏な生活を確保するため、警察などの関係機関と連携し暴力団排除活動を推進します。
- 市民の暴力団排除意識の高揚をはかるため、相談会を実施するなど啓発を行います。

行政の役割

◇防犯効果を高める取組の普及・啓発
◇犯罪が起こりにくい環境の整備
◇地域の防犯活動の推進
◇暴力団排除に向けた活動の推進
◇関係機関との連携

市民への期待

◇近所のピーポくんの家の場所を確認する
◇自宅や自転車などに確実にカギかけをする
◇市の防犯メールへ登録し防犯対策に活用する
◇地域の防犯パトロールに参加する

目標設定

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成 29 年度	平成 34 年度
地域防犯リーダーの人数	556 人 （平成 24 年度）	1,000 人	1,500 人

地域の防犯体制の充実度をはかる指標です。市の講習を受講し、各地域で自主防犯活動を牽引する地域防犯リーダーが全ての地域で満遍なく活動できていることを目標とします。
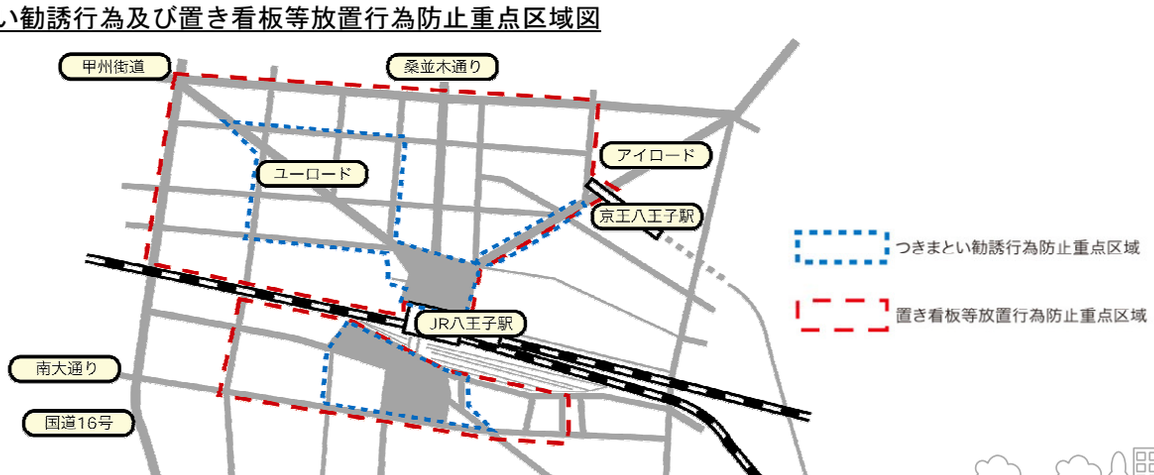
■つきまとい勧誘行為及び置き看板等放置行為防止重点区域図